

第 1 号議案 特定水産資源に関する令和 8 管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

【理由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

資料 1－1 特定水産資源に関する令和 8 管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

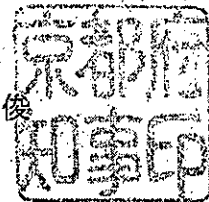
資料 1－2 さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知



7 水 第 4 9 5 号
令和 7 年 11 月 28 日

京都海区漁業調整委員会
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



特定水産資源に関する令和 8 管理年度における知事管理漁獲
可能量について（諮問）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定により、下記のとおり、さんま、まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和 8 管理年度における知事管理漁獲可能量を定めることについて、漁業法第 16 条第 2 項の規定により諮問します。

記

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
さんま	京都府さんま漁業	現行水準
まあじ	京都府まあじ漁業	現行水準
まいわし対馬暖流系群	京都府まいわし漁業	現行水準
かたくちいわし対馬暖流系群	京都府かたくちいわし漁業	15,000 トンの内数
うるめいわし対馬暖流系群	京都府うるめいわし漁業	58,000 トンの内数

担当	農林水産部水産課 漁政企画係 難波
TEL	075-414-4992

7 水管第 1960 号
令和 7 年 11 月 7 日

京都府知事 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

（表）令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量（トン）	基本シェア（％）	現行水準の場合の目安数量（トン）
さんま	現行水準	0.00%	10 トン未満
まあじ	現行水準	0.56%	821
まいわし太平洋系群			
まいわし対馬暖流系群	現行水準	2.25%	8,154
かたくちいわし対馬暖流系群	15,000 トンの内数	—	
うるめいわし対馬暖流系群	58,000 トンの内数	—	
かたくちいわし太平洋系群			
まだい日本海西部・東シナ海系群			

京 都 府

第2号議案 機船船びき網漁業(さより二そうびき機船
船びき網漁業)の制限措置等について(諮問)

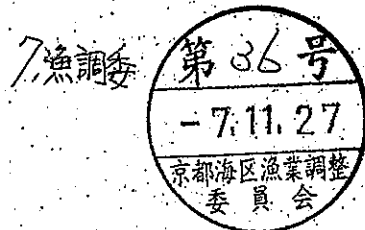
【理由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議
をお願いします。

【添付資料】

資料2 機船船びき網漁業(さより二そうびき機船船びき網
漁業)の制限措置等について(諮問)

資料2



7. 水事第390号
令和7年11月27日

京都海区漁業調整委員会
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



機船船びき網漁業（さより二そうびき機船船びき網漁業）の
制限措置等について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号。以下、「法」という。）第58条により読み替えて準用する法第42条第1項の規定及び京都府漁業調整規則（令和2年京都府規則第54号）第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置等を下記のとおり定めることについて諮問します。

記

申請すべき期間：令和8年1月5日から令和8年2月4日まで

制限措置：別紙のとおり

許可の有効期間：5年間（令和8年3月1日から令和13年2月28日まで）

担 当	水産事務所 漁政課 漁業漁船係 川崎
T E L	0772-22-4438

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	条件
さより二そうびぎ 機船船びぎ網漁業	※) 8 隻	5 トン以下	京共第1号共同漁業権区 域内	3月1日から6月30日まで	操業区域の共同 漁業権の関係地 区に住所を有す る者	(1) 免許漁業の妨害をしてはならない。 (2) 日没から日の出までの間は操業してはならない。
			京共第3、7号共同漁業 権区域内	3月1日から6月30日まで		
			京共第4、6、7号共同 漁業権区域内	3月1日から6月30日まで		
			京共第5、6、7号共同 漁業権区域内	3月1日から6月30日まで		
			京共第22号共同漁業権区 域内	3月1日から6月30日まで 9月1日から11月15日まで		
			京共第24号共同漁業権区 域内	3月1日から5月10日まで 9月1日から10月31日まで		

※許可上限数(18隻)―現行許可数(10隻)=8隻

京 都 府

第3号議案 いさざ落し網漁業の制限措置等について
(諮問)

【理由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

資料3 いさざ落し網漁業の制限措置等について(諮問)

漁調委



7 水事第389号

令和7年11月27日

京都海区漁業調整委員会
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



いさざろし網漁業の制限措置等について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号。以下、「法」という。）第58条により読み替えて準用する法第42条第1項及び京都府漁業調整規則（令和2年京都府規則第54号）第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を下記のとおり定めることについて諮問します。

記

申請すべき期間：令和8年1月5日から令和8年2月4日まで

制限措置：別紙のとおり

許可の有効期間：5年間（令和8年2月10日から令和13年2月9日まで）

担 当	水産事務所
	漁政課漁業漁船係 川崎
T E L	0772-22-4438

漁業種類	許可又は起業の認可を すべき漁業者の数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	条件
いざざ落し網漁業	※) 6 名	京共第 8 号 (大丹生川河口)・	2 月 10 日から 4 月 30 日	京都府に住所を有する者	(1) 流水幅員の 5 分の 1 以上の魚道を開通 しなければならない。 (2) 使用漁具は 2 統以内に限る。
		京共第 8 号 (高野川新橋下流端より下流)			

※：許可上限数 (8) - 現行許可数 (2) = 6

小型するめいか釣り漁業におけるするめいか採捕停止 命令について

【内 容】

漁業法に基づく漁獲可能量管理対象であるするめいかに関し、本年 9、10 月の小型するめいか釣り漁業（大臣管理区分）での漁獲量が急増し、令和 7 管理年度における割当数量を超過しました。このため、本年 10 月 31 日付けで翌 11 月 1 日以降の同漁業におけるするめいか採捕の停止命令が発出されました。これまでの経過と府内漁業への影響等について報告します。

【添付資料】

報告資料 1－1 小型するめいか釣り漁業におけるするめいか
漁獲可能量の超過について

報告資料 1－2 参考資料（関係会議資料）

小型するめいか釣り漁業におけるするめいか漁獲可能量の超過について

- 1 令和 7 管理年度当初のするめいか漁獲可能量の設定
 - ・ 令和 7 管理年度（令和 7 年 4 月から 8 年 3 月）の全漁獲可能量は 1.92 万トン
 - ・ 資源状況の悪化により、前管理年度から大幅に削減、ただし期中に資源状況の好転が確認できた際には、速やかに増枠を措置することを併せて決定
 - 2 期中の留保枠からの再配分、漁獲可能量改訂
 - ・ 国留保枠からの再配分については、機械的ルールにより既に各数量明示区分で複数回実施済
 - ・ また、期中の操業データに基づき、冬季発生群の資源状況の好転が確認できたことから、9 月に全漁獲可能量を 6 千トン増枠済
 - 3 小型するめいか釣り漁業での漁獲状況と枠超過
 - ・ 2 の措置の結果、小型するめいか釣り漁業の漁獲枠は当初比で 2.1 千トン増となっているが、9、10 月に東北方面で漁獲が急激に増加し、10 月 15 日時点の仮集計で枠超過となっていることを確認
 - 4 枠超過への国の対応
 - ・ 更に 10 月下旬の仮集計では約 1 千トンの枠超過となり、10 月中に 11 月 1 日からの採捕停止命令（すべての操業の停止ではない）を発出することを決定
 - ・ なお、11 月 5 日開催の水政審分科会では、再度の漁獲可能量増枠を実施
 - ・ これらの増枠措置の後も、小型するめいか釣り漁業の枠超過状態は未解消
 - ・ 併せて、知事管理区分中現行水準配分の一部県で目安数量を大幅に超過、現行水準府県の目安数量合計を超過したことから、各府県に目安数量の遵守要請を発出
 - 5 府内での対応状況
 - ・ 水産庁からの経過等説明を踏まえ、10 月 30 日に関係者に面談し、11 月 1 日以降の命令発出について府から説明、遵守を指導済
- ※ 今回の措置により直接影響を受ける府内漁業者は 1 名（1 隻）
- ・ なお、現在の府内知事管理区分漁獲量は目安数量との対比で 3 割程度のため、定置漁業等関係漁業者への採捕自粛要請は当面行わない予定
- 6 現状と今後の見通し等
 - ・ 水産庁では、留保枠からの再配分未済の大臣管理漁業団体と引き続き協議し、当該数量を小型するめいか釣り漁業に再配分するための調整を行う意向
 - ・ 北海道においては、国との協議・調整の上で、知事管理数量の一部を小型するめいか釣り漁業に配分し、特別採捕許可により資源状況調査を実施
- 水産庁からは、現行水準府県で同様の資源調査実施を認めるための手続を行う旨の指示あり、京都府では関係者と協議の結果、実施しないこととした

参考 するめいかTACの推移

単位：トン

特定水産資源	R7年 (案)	R6年 (2024年)	R5年 (2023年)	R4年 (2022年)	R3年 (2021年)
するめいか	19,200	79,200	79,200	79,200	57,000

参考 するめいかの漁獲実績

単位：トン

特定水産資源	R5年 (2023年)	R4年 (2022年)	R3年 (2021年)	R2年 (2020年)	R1年 (2019年)
するめいか	15,705	24,083	26,915	36,304	36,392

令和7管理年度するめいか漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について(案)

特定水産資源	TAC(トン)
するめいか	19,200

大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
沖合底びき網漁業	2,600
大中型まき網漁業	600
大臣許可いか釣り漁業	2,300
小型するめいか釣り漁業	2,800

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
北海道	1,300	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、神奈川県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県については、現行水準とする。
富山県	700	

留保(トン)	6,700
--------	-------

〔令和7年2月4日開催令和7管理年度TAC（漁獲可能量）設定に関する意見交換会資料から抜粋〕

令和7年10月24日（金曜日）鈴木農林水産大臣記者会見

スルメイカの採捕停止命令について

記者

スルメイカについてお伺いします。昨日のグループインタビューで、小型するめいか釣り（漁業）に対し、留保枠を他の漁法から振り分けることも検討すると発言ありました。この留保分を振り分ける場合、小型スルメイカの採捕停止命令というのは、そもそも出さないのか、または命令は出すものの、その後命令を解除するお考えがあるのかということと、また、留保分を振り分ける場合はいつ頃になるのか、この点についてお願いします。

大臣

今般、この小型するめいか釣り漁業の漁獲量が、これが大臣管理漁獲可能量4,900トンを超過をしたことから、令和8年3月末までスルメイカの採捕を停止する命令を今月末までに発出をすることといたしました。現在、漁業種類ごとの漁獲可能量の消化状況というのを確認をしながら、今おっしゃっていただいた、国の留保分5,700トンのうち、他の漁業種類への配分見込みから振り替えるための調整を進めております。この調整がつく場合に、11月5日の水産政策審議会の資源管理分科会に諮問をさせていただきまして、速やかに振替を実施することとなりますが、これをもって、採捕停止命令の解除を検討することが可能になるかどうか、現時点で予断を持って申し上げる状況にはないというふうに考えております。

昨日の、少し私のお話に補足をさせていただければ、現場の漁業者の皆さん、上限が来ちゃうということについて、おそらく情報面で十分ではなかったのではないかなという話も、私の耳にも入ってきております。そうした皆さんの置かれた状況、こういったこともよく考えながら、これから様々な判断をさせていただきたいというふうに思っています。

記者

その5日の会議の中で留保分をプラスしても、今漁獲しているものよりも枠が下回っていたら命令は続くという、そういう理解でいいんでしょうか。

大臣

現状で、予断を持って申し上げることはできません。

令和7年10月31日

京都府水産主務部長 殿

水産庁資源管理部長

小型するめいか釣り漁業者に対するするめいかの採捕停止命令について

今般、大臣管理区分「するめいか小型するめいか釣り漁業」の令和7管理年度（令和7年4月1日から翌年3月末日まで）におけるするめいかの漁獲量の総量が、当該管理区分の漁獲可能量（4,900トン）を超過しました（本年10月31日時点で120パーセント）。

このため、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第33条第1項第1号に基づき、本日付けで小型するめいか釣り漁業者に対し、するめいかの採捕停止命令が発出されました。

本日以降、小型するめいか釣り漁業によるするめいかの採捕（混獲を含む。）を行わないよう、漁業者を含む関係者への周知をお願いいたします。

また、当該命令が発出された翌日から令和8年3月末日までの間、小型するめいか釣り漁業によりするめいかの採捕（混獲を含む。）を行った場合には、同命令違反となり、法第190条第2号に基づき、3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金が見られる可能性があるほか、同命令に違反する行為をし、かつ、当該行為を引き継ぎするおそれがあるときは、法第34条に基づき、当該行為をした者が使用する船舶について停泊命令等が下される可能性があることを申し添えます。

問い合わせ先
水産庁資源管理推進室
資源管理企画班
電話 03-6744-2361

令和7年10月31日

京都府水産主務課長 各位

水産庁漁獲監理官

令和7管理年度における現行水準の府県におけるするめいかの採捕について

今般、大臣管理区分「するめいか小型するめいか釣り漁業」の令和7管理年度（令和7年4月1日から翌年3月末日まで）におけるするめいかの漁獲量の総量が、当該管理区分の漁獲可能量（4,900トン）を超過しました（本年10月31日時点で120パーセント）。

このため、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第33条第1項第1号に基づき、本日付けで小型するめいか釣り漁業者に対し、するめいかの採捕停止命令が発出されました。

道府県においては、北海道及び富山県を除き、「現行水準」の配分となっており、配分数量を示さず目安となる数量を示して、隻数・操業日数等の漁獲努力量を通じた管理を行うものとされており、一方、現行水準の漁獲量の総量が3,401トンとなり、目安数量2,200トンを超えています（本年10月31日時点で155パーセント）。

このような状況の中、するめいかの漁獲量の総量が漁獲可能量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きい場合、「現行水準」の配分府県を含む全ての採捕する者に対し、採捕停止命令が発出される可能性がります。

については関係府県におかれても漁獲量の総量が目安数量を超えることがないようにご指導よろしくお願いいたします。

既に漁獲量の総量が目安数量を超過している府県におかれましては、今後、さらに累計漁獲量が増加することのないよう、更に厳しいご指導をよろしくお願いいたします。

問い合わせ先
水産庁資源管理推進室
資源管理企画班
電話 03-6744-2361

令和7管理年度するめいかTAC管理（「現行水準」の府県）

単位：トン

	目安数量(※) (A)	10/24時点 漁獲量 (B)	(B) / (A)	10/24時点漁獲量と 目安数量との差 (上回っている場合のみ)
青森	305	983	322%	678
岩手	188	103	55%	
宮城	100	657	657%	557
秋田	50	14	27%	
山形	105	44	42%	
福島	50	12	24%	
茨城	50	9	17%	
千葉	100	21	21%	
神奈川	50	36	72%	
新潟	186	125	67%	
石川	361	243	67%	
福井	50	30	60%	
静岡	100	70	70%	
愛知	50	15	30%	
三重	100	79	79%	
和歌山	50	13	26%	
京都	50	14	29%	
兵庫	50	24	48%	
鳥取	50	73	146%	23
島根	124	102	82%	
山口	50	22	45%	
徳島	10	15	153%	5
愛媛	50	71	142%	21
高知	50	194	389%	144
福岡	50	16	32%	
佐賀	10	2	20%	
長崎	550	351	64%	
熊本	10	3	25%	
大分	10	3	32%	
宮崎	10	56	557%	46
鹿児島	10	2	15%	
合計	2,200	3,401	155%	1,201

(※)表中の数値が10、50及び100となっている都道府県は、以下を意味する。

10：基本シェアを用いて計算した数量が10トン未満の場合又は令和3年から令和5年の漁獲実績の平均が1トン未満の場合

50：基本シェアを用いて計算した数量が10トン以上50トン未満の場合

100：基本シェアを用いて計算した数量が50トン以上100トン未満の場合

〔令和7年11月5日開催 水産政策審議会資源管理分科会資料から抜粋〕

令和7管理年度スルメイカのTACの配分等(案)

	当初 配分数量	追加配分 数量	10/24時点 配分数量	①関係 追加配分 数量 (案)	②関係 追加配分 数量 (案)	11/5以降 時点 配分数量 (案)	10/24時点 漁獲量	消化率	超過数量
沖合底びき網漁業	2,600トン (21%)	3,900トン	6,500トン	422トン (35%)	374トン (21%)	7,296トン	5,002トン	69%	-
大中型まき網漁業	600トン (5%)	300トン	900トン	-	86トン (5%)	986トン	544トン	55%	-
大臣許可いか釣り漁業	2,300トン (18%)		2,300トン	-	331トン (18%)	2,631トン	1,029トン	39%	-
小型するめいか釣り漁業	2,800トン (22%)	2,100トン	4,900トン	454トン (38%)	403トン (22%)	5,757トン	5,896トン	102%	139トン
北海道	1,300トン (10%)	1,300トン	2,600トン	211トン (18%)	187トン (10%)	2,998トン	1,841トン	61%	-
富山県	700トン (6%)		700トン	113トン (9%)	102トン (6%)	915トン	143トン	16%	-
「現行水準」の府県	2,200トン (18%)		2,200トン	-	317トン (18%)	2,517トン	3,401トン	135%	884トン
合計	12,500トン	7,600トン	20,100トン	1,200トン	1,800トン	23,100トン	17,856トン	77%	-
	当初	追加 (9/19)	配分した数量 (10/24)	残量 (11/5以降)	残量 (11/5以降)	「超過数量」 対応後			
留保	6,700トン	6,600トン	7,600トン	5,700トン	4,500トン	3,477トン			

① 大臣許可いか釣り漁業へは、これまで国の留保から1,200トン×3回=3,600トンの追加配分を予定。このうち1回分の1,200トンについては、現在の消化状況等を踏まえ、他の大臣管理区分・道県に追加配分する。これを数量が明示されている大臣管理区分・道県のうち、ほぼ漁期が終わり追加配分を必要としない大中型まき網漁業を除いて、都道府県については令和3年から令和5年までの毎年の漁獲実績の比率の平均値を用いて、大臣管理区分については、より長期間の漁獲実績も踏まえた業界間の別段の合意を用いて算出した当初配分数量のシェアに応じて沖合底びき網漁業(35%)、小型するめいか釣り漁業(38%)、北海道(18%)及び富山県(9%)に追加配分する。

② TAC増枠分1,800トンについて、当初配分数量のシェアに応じて配分する。

〔令和7年11月5日開催 水産政策審議会資源管理分科会資料から抜粋〕

令和7管理年度するめいかTAC報告数量
(小型するめいか釣り漁業)

単位：トン

	10/24時点 漁獲量	漁獲割合
北海道漁業協同組合連合会	988	16.8%
青森県漁業協同組合連合会	2,609	44.3%
岩手県沿岸漁業協同組合	599	10.2%
宮城県漁業協同組合	51	0.9%
秋田県漁業協同組合	0	0%
山形県漁業協同組合	0	0%
福島県漁業協同組合連合会	0	0%
千葉県漁業協同組合連合会	0	0%
茨城沿海地区漁業協同組合連合会	0	0%
新潟県漁業協同組合連合会	29	0.5%
富山県漁業協同組合連合会	5	0.1%
神奈川県漁業協同組合連合会	0	0.0%
石川県漁業協同組合	52	0.9%
福井県漁業協同組合連合会	184	3.1%
静岡県漁業協同組合連合会	7	0.1%
三重県漁業協同組合連合会	0	0%
和歌山県漁業協同組合連合会	23	0.4%
京都府漁業協同組合	1	0.0%
兵庫県漁業協同組合連合会	88	1.5%
鳥取県漁業協同組合	207	3.5%
漁業協同組合JFしまね	100	1.7%
山口県漁業協同組合	10	0.2%
高知県漁業協同組合連合会	24	0.4%
福岡県漁業協同組合連合会	0	0%
佐賀県玄海漁業協同組合連合会	41	0.7%
長崎県漁業協同組合連合会	877	14.9%
熊本県漁業協同組合連合会	0	0%
合計	5,896	100.0%

〔令和7年11月5日開催 水産政策審議会資源管理分科会資料から抜粋〕

北海道沖合海域におけるスルメイカ資源調査について

令和7年11月10日
水産林務部漁業管理課

1 経過

- 現在、「小型するめいか釣り漁業（大臣管理区分）」に対する採捕停止命令が継続されている状況を踏まえ、今後の対応について水産庁と協議した結果、資源評価に必要な漁獲情報を確保するため、北海道の小型するめいか釣り漁船による資源調査を実施することとした。

2 調査の目的

- 令和7年10月31日付けで、「小型するめいか釣り漁業（大臣管理区分）」に対する採捕停止命令が発出されたことに伴い、資源評価に必要な漁獲情報が確保できないことから、令和7管理年度における北海道沖合海域への来遊状況等を的確に把握し、今後の資源評価及び令和8管理年度の適切なTAC配分に資することを目的とする。

3 調査内容

- 漁船を活用した資源調査。（操業日数、漁獲量等）

4 対象となる漁船

- 道内のいか釣り漁業許可（5～30トン未満）を有する漁船。

5 調査予定隻数

- 238隻（本日現在、今後変動する可能性あり。）

6 調査期間

- 令和7年11月10日～翌年1月31日まで

※ 調査の状況により早期に終了する場合あり。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
北海道漁獲可能量	3,698トン	北海道漁獲可能量	3,300トン
北海道するめいかを採捕する漁業	3,698トン	北海道するめいかを採捕する漁業	3,300トン

〔令和7年11月10日 北海道庁報道発表〕

令和7年11月11日（火曜日）鈴木農林水産大臣記者会見

北海道におけるスルメイカ漁の再開について

記者

スルメイカについてお伺いします。北海道では昨日から特別採捕許可で小型船による漁が再開しました。採捕停止命令が発出されている中、こういった形で漁が再開されることについて大臣としてはどのようなお受け止めかということと、また許可による採捕の数量が少なく、すぐに操業できなくなる可能性もあるという漁業者の声も上がっていますが、命令解除の可能性についてはどうにお考えでしょうか。

大臣

まず本当にこれまで、特に北海道始め今から漁に出ようと思っていた矢先に停止命令ということで、今後どうなるんだろうかという皆様に対して、この度北海道において、昨日10日から知事の裁量により、資源評価に必要な漁獲情報を確保するための試験操業による特別採捕許可が発給され、操業がスタートしたということについては、私自身も現場の皆さんの気持ちを考えれば、大変これは北海道の知事にも感謝をさせていただきたいと思っています。

北海道による試験操業につきましては、TAC数量の北海道への配分内で実施をされるものであるため、北海道に対する採捕数量の速やかな報告、これ翌日報告ということになっております。これが義務づけられているほか、北海道の小型いか釣り協議会の自主的な措置として、採捕数量の制限（50キログラム/隻・日）も設けられており、限定的な措置というふうに承知をしております。こうした中で小型するめいか釣り漁業で見えた場合、当該漁業の漁獲量は依然として配分数量を超過している状態でありまして、採捕の停止命令の解除、これが今すぐにはできないかといえば、それは今の時点では困難と言わざるを得ません。我々としては以前から申し上げておりますが、引き続き業界団体と連携をして、他漁業種類からの漁獲枠の融通ができないか、こういうことについて調整を進めていきますが、今後採捕停止命令の解除が可能な状況になるかどうかについて、現時点で予断を持ってまだ申し上げる状況にはありませんが、やはり現場の皆さんは、なるべく漁に出たいという気持ちで当然だと思いますから、そうしたことをよく踏まえて、我々としても努力させていただきたいと思えます。

〔農林水産省HPから転載〕

（大臣から）小型するめいか釣り漁業の漁獲量について

冒頭私から2点ご報告があります。

1点目は、小型するめいか釣り漁業の漁獲量についてであります。小型するめいか釣り漁業の10月末時点の漁獲量は7,796トンとなりまりました。11月5日の水産政策審議会です承を得た追加配分後の数量5,757トン、これは当初2,800トン、それに増額分も合わせて追加をした分が2,957トンの合計5,757トンを、2,039トン超過をするということとなっております。これは配分量の135%ということとです。

このような大幅な超過となったことは、我々として大変遺憾であります。引き続き、業界団体と連携をして、国の留保からの追加配分の振替えや、他の漁業種類からの漁獲枠の融通ができないか調整を進めてまいります。また、今回の漁獲量の報告に当たり、一部の県で報告に漏れがあることが把握されました。TAC制度の適正な運用に重大な影響を与えるものだと考えておりまして、今後、このようなことが繰り返されぬよう、改めて関係者へ適確な報告について周知徹底を図ってまいりたいと思います。

小型するめいか釣り漁業の漁獲量の管理について

記者

冒頭ありましたスルメに関連して伺います。先日の予算委員会で、小型船のTACについて「海域別、期間別での管理も検討」とご発言されていましたが、利害関係の衝突も考えられて、厳密な管理が難しいという関係者もおります。そういった懸念をどのように受け止められているかということと、また、ご発言のあった新たな方法はうまくいくか、その点のようにお考えか教えてください。

大臣

資源管理のためのルールの見直し、これについては当然様々な調整が必要であり、難しいという声があることも重々認識をしております。その上で、TACの適切な管理方法となるよう、関係者のご意見もお聞きをしながら業界団体と連携をして、丁寧な調整に努めてまいりたいと思います。

やはり大事だというふうに思うことは、海というのにはある種つながっているものでありますから、そういう中で、みんなで資源管理をやるのが、結果としては水産業の持続可能性ということにつながるといふふうに考えておりますから、そういう中で、不公平感というものがやっぱりあってはならないというふうに思っております。今回の事案、先ほど私は遺憾というふうにお話をさせていただきましたが、そういったことも含めて、反省点も含めて、これは業界団体の皆さんと徹底的に話し合いをして、できる限り多くの漁業者の皆さんが納得感のある形で、何か改善ができればというふうに思っています。

令和７年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議について

【内 容】

全国海区漁業調整委員会連合会は、各海区の漁業調整委員会が直面する諸問題について、その対応策を協議、検討すること、また、海区間の意見・情報交換を通じて、各ブロック内で抱える問題点等について、共通認識を形成し、海区間の連携体制を構築するため、全国を４ブロック（東日本、日本海、西日本、九州）に分け、ブロック単位で毎年会議を開催しています。

日本海ブロックは、青森県から山口県までの１２の海区漁業調整委員会で構成され、会議は順番に持ち回り、対面形式で開催されています。

令和７年度は島根海区が当番となり令和７年１０月２３日（木）に会議が開催されましたので、概要を報告します。

【添付資料】

報告資料２ 全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議の結果概要

参 考 日本海ブロック会議配付資料の一部抜粋
（次第、令和８年度京都海区要望事項）

令和 7 年度 (第 5 3 回) 全国海区漁業調整委員会連合会 日本海ブロック会議について (結果概要)

- 1 開催日時 令和 7 年 1 0 月 2 3 日 (木) 午後 2 : 3 0 ~ 5 : 0 0
- 2 開催場所 ホテル白鳥
島根県松江市千鳥町 2 0
- 3 出席者
来 賓 水産庁資源管理部管理調整課
平井専門官
主催者 全国海区漁業調整委員会連合会
中島会長
その他 青森県海区から福岡県の筑前海区までの日本海側海区の漁業調整委員会会長及び事務局職員
開催地 (島根海区及び隠岐海区) 漁業調整委員会会長、委員及び事務局職員
島根県の各水産関係部局職員

4 報告事項

令和 7 年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望活動結果について
全漁調連事務局から資料 1 に基づき、報告がありました。

〔※当委員会では、9 月 8 日開催の第 4 回委員会報告事項 (3) により、内容について報告済みです。〕

5 議 事

(1) 第 1 号議案：令和 8 年度要望事項について

提案した海区から要望の説明があり、特に意見はなく、以下を当ブロックの要望事項として採択しました。

- Ⅲ 太平洋クロマグロの資源管理について
- Ⅳ 沿岸資源の適正な利用について
- Ⅴ 漁業法改正後の制度運用について
- Ⅵ 外国漁船問題等について (当海区からの要望なし)
- Ⅶ 海洋性レジャーとの調整等について

〔※Ⅰ 海区漁業調整委員会制度について及び、Ⅱ 沿岸漁場の秩序維持については、当ブロックからの要望はありませんでした。〕

採択した要望事項は、島根海区事務局で類似テーマ毎に整理されて各海区への照会、確認を得た後、全漁調連へ提出されます。

- (2) 第2号議案：全漁調連日本海ブロック会議次期開催地について
順番どおり、開催地は秋田県となりました。

(3) その他（主な意見等）

石川海区から、今後のブロック会議では、水産庁以外の要望先である外務省や国交省の担当者にも出席いただき、各海区の問題点などを把握、共有してもらうことで、要望を円滑に進めることができると思われるので、水産庁以外の担当者の出席について、検討してほしいとの要望がありました。

6 講 演

島根県水産技術センター職員による講義

「アカムツの機動的禁漁区 (e-MPA) について」

同センター海洋資源科 山根研究員から講義があり、単価が非常に安い小型魚（全長20センチ未満）の漁獲を抑え大型魚の漁獲量と漁獲収益の増加を目的として、各船団の操業情報等の活用により、毎年3～5月の期間に約10日間ごとに、小型魚が多く漁獲される海域を禁漁区として設定し操業している取り組みが紹介され、一定の成果をあげているとのことでした。

**令和7年度（第53回）
全国海区漁業調整委員会連合会 日本海ブロック会議**

日 時：令和7年10月23日（木）14時30分～

場 所：ホテル白鳥（島根県松江市）

次 第

- | | | |
|-----------|---|-------|
| 1 | 開 会 | 14:30 |
| 2 | 挨拶 | 14:35 |
| | (1) 開催海区：島根海区漁業調整委員会 会長 永松 正則
(2) 主 催 者：全国海区漁業調整委員会連合会 会長 中島 均
(3) 来 賓：水産庁資源管理部管理調整課 専門官 平井 延宏
(4) 開 催 県：島根県農林水産部 次長（水産） 横田 幸男 | |
| 3 | 議長、議事録署名人選出 | 14:55 |
| 4 | 報告事項
令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動の結果について
・・・（資料1、1頁） | 15:00 |
| 5 | 議 事 | |
| | (1) 第1号議案：令和8年度要望事項について・・・（資料2、67頁） | 15:20 |
| | (2) 第2号議案：全漁調連日本海ブロック会議次期開催地について
・・・（資料3、108頁） | 16:00 |
| | (3) そ の 他 | 16:05 |
| ～～ 休 憩 ～～ | | |
| 6 | 講 演 アカムツの機動的禁漁区（e-MPA）について
島根県水産技術センター 海洋資源科 山根 研究員 | 16:25 |
| 7 | そ の 他 現地視察について | 16:55 |
| 8 | 閉 会 | 17:00 |

Ⅲ 太平洋クロマグロの資源管理について

京都 海区漁業調整委員会

新規要望	継続要望
議 題	クロマグロの資源管理について
提案理由、要旨等 平成30年からの数量管理により、クロマグロ小型魚(30kg未満)及び大型魚(30kg以上)それぞれについて厳格な管理が求められるようになった。本府沿岸では本種は主として定置網漁業で漁獲されている。同漁業は資源に対して優しい受け身の漁法であるが、同じサイズの多様な魚種が同時に入網することから特定魚種の選択的な漁獲は困難である。したがって、クロマグロの混獲回避作業には相当の労力を費やし操業自体を停止する等、漁業経営にも多大な影響が出ており、漁獲状況の取りまとめや報告等の現場における事務も増大している。 また、令和3年6月からは委員会指示により、遊漁者のクロマグロ(大型魚)の採捕実績の報告について義務づけられたが、未だ一部では、当制度を遵守しない者がおり、クロマグロの釣獲をめぐり、漁業者から不満の声がある。 さらに、本年6月以降、日本海側でクロマグロ大型魚が多数来遊し遊漁採捕量が増加したことで、時期別採捕数量が設定期間当初から1週間を経ずに上限に達し、採捕禁止期間が公示される状況であり、公示後もクロマグロ遊漁の疑義情報が寄せられている。 ついては、クロマグロの資源管理を円滑に実施し、漁業、遊漁関係者への規制遵守を図るため、下記事項を要望する。 記 1 定置網の操業に支障を来さないよう、漁獲可能量の配分について十分に配慮するとともに、採捕数量が漁獲枠に達しても操業を続けられるよう、効果的な再配分方法や管理手法を早急に確立すること。 2 漁獲報告については、現場での事務負担の軽減が図れるようなシステムを構築すること。 3 現行の広域漁業調整委員会の承認制による沿岸クロマグロ漁業の制度の在り方や承認の条件、運用について再検討するとともに、まぐろ延縄漁業等については、遊漁と同様に国による管理についても検討を行うこと。 4 遊漁者及び遊漁船業者に対し採捕数量について、上限数量に達した場合、採捕禁止規制を遵守するよう監視し違反者への対応を強化すること。 5 クロマグロの資源管理制度及びその重要性について広く国民に周知すること。	

新規要望	継続要望
議 題	沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整について
提案理由、要旨等 京都府沿岸における大中型まき網漁業の操業禁止区域は、沿岸から3海里までと他海区よりも著しく狭く、同漁業の漁場は沿岸漁業の漁場と競合している。そのため、本府沿岸では大中型まき網漁業の違法操業の疑いや操業を巡るトラブルが永年続いている。 操業禁止区域は設定から50年以上も見直しがなされていないが、この間、大中型まき網漁業の設備、漁労技術等は急速に発達し、その漁獲量は増大している。それゆえ、競合漁場における同漁業による資源の先獲りや、未成魚・産卵親魚の大量漁獲が、沿岸資源に与える影響も大きくなっていると考え。また、国においては、資源管理手法の抜本的な見直し等による漁船の大型化が進められていることから、沿岸漁業者の不安はさらに高まっている。 一方で、本府はえ縄漁業者が回転灯を点け操業中に漁船ごと、まき網船にまかれる事案が発生し、この様な事が無いよう色々な機会を通じ、まき網漁業者に対し安全な操業及び航行の徹底を依頼している。 ついては、大中型まき網漁業との操業を巡るトラブルをなくし、今後、沿岸漁業者が安心して操業できるよう下記事項を要望する。 記 1 大中型まき網漁業の操業禁止区域については、長年変更が行われておらず、まき網漁船の設備、漁労技術等の進捗が十分勘案されたものになっていない。 沿岸漁業者がまき網漁業者による資源の先取り、未成魚や産卵親魚の大量漁獲の影響を受けることが無いよう見直しを行うこと。 2 沿岸漁業者とまき網漁業者との操業を巡るトラブルや相互の不信感を解消させるため、まき網船の附属船全船へのVMS設置を早急に進める等、改善を図り、VMS情報を積極的に活用した指導取締を行うこと。 3 海上運航、安全確保の観点から、沿岸域で航行・操業する際はAIS(船舶自動識別装置)を作動させ、レーダー等も併用し安全航行・事故防止に努めること。 4 新たな資源管理体制の下、沿岸漁業者と大中型まき網船団が、トラブル無く漁場利用を進めていくための話合いの場を定期的を開催すること。特に、まき網漁船の大型化が図られる際には、許可権者として、事前に沿岸漁業関係者との操業内容や条件に関する協議を行うこと。	

新規要望	継続要望
議 題	漁業法改正後の定置網漁業の資源管理について
提案理由、要旨等 定置網漁業は、日本海側沿岸漁業の主要な漁業であり、多くの漁業者を地元で雇用しており地域の基幹産業となっている。 一方、定置網漁業は、従来から受け身の漁業であり環境に優しい漁業とされてきたが魚種の選択性が極めて低いことから積極的な資源管理が難しい。このような状況のなか今般の漁業法改正においては、沿岸漁業についても資源の数量管理対象魚種の拡大が図られ、定置網漁業も対象魚種毎の資源管理への対応が求められている。 本府において魚種別生産額全体の約3割を占めるサワラ、ブリ類について、資源管理が強化されるなかで魚種の選択性の低い定置網漁業においては、サワラ、ブリ類が突発的に入網した場合にTAC数量が超過してしまうこと、TAC魚種で数量を超過することにより盛漁期に操業ができなくなることなど、漁業者が不安を持ち、漁獲量の制限だけで管理されると漁業経営に大きな影響が出ることを危惧している。 改革の柱である資源管理の意義については理解できるものの、定置網漁業者は網目の拡大や小型魚の保護など、従来から資源や漁業の特性に合わせ資源管理に取り組んでいることも考慮いただき、ついでには、水産政策の改革に伴う資源管理を推進するにあたり下記事項を要望する。 記 1 漁業者が、TAC制度を基本とする資源管理に安心して取り組めるよう、対象魚種の追加などに際しては、関係者への説明を通じて十分な理解を得ながら進め、資源管理目標及び資源管理措置の検討にあたっては、対象魚種ごとに生態解明や資源量・再生産の分析・評価を行い、資源量推定のための十分な情報と精度が得られていない魚種については、安易な漁獲量管理を行わないこと。 2 選択的に漁獲ができない定置漁業については、漁業者が実施している資源管理の妥当性や効果を的確に評価した上で、当該管理手法が十分効果を発揮している魚種については、TACによる管理に固執せず、現状の自主的な資源管理で対応するよう配慮し漁業の特性を考慮した漁獲可能量の配分や、都道府県間等との漁獲枠の融通を積極的に行うなど、地域にとって重要な漁業が操業停止に追い込まれない資源管理の仕組みを構築すること。 3 やむを得ず減収等が生じた場合や漁業者が実施している自主的な資源管理では達成できないようなTAC数量となる場合は、対象とする魚種の漁業経営上の重要度に応じた経営を維持できるよう、適切な支援策を設けること。 4 定置網漁業の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具の開発、混獲される稚仔魚や小型魚を極力削減する技術について、国を中心に開発するとともに、新技術開発後は普及が促進されるよう適切な支援策を設けること。	

新規要望	継続要望
議 題	ミニボート、水上バイクの安全対策について
提案理由、要旨等 小型船舶操縦免許や船舶検査が不要であるミニボートは手軽に楽しめるボートとして急速に普及している。これに伴い、ミニボートに関連する事故、トラブル等の発生件数が増加している。ミニボートは小型であるが故に、他船から視認しづらく、レーダーにも映りにくい。また、水上バイクは小回りが利き機動性が高い反面、高速走行、急旋回等の危険行為により事故が増加している。いずれも基本的なルールを知らずに操縦するユーザーが多く、漁業者の安全な航行、操業等を脅かす存在となっている。 については、漁業者等、海面を利用する者の安全を確保するため、下記事項を要望する。 記 1 ミニボート、水上バイクに関連する事故、トラブルをなくすため、国において、ユーザーに対する安全講習会の受講を義務付ける等、全てのユーザーが基本的な安全知識を確実に習得し、法令、規則を遵守できるよう働きかけていくこと。 2 海面利用者の安全を確保するため、ミニボートの航行範囲の制限及び、夜間航行の禁止措置等を早急かつ確実に講じること。 3 ユーザーの把握、組織化を推進し、漁業をはじめ海面利用者の妨げにならない実効性のある対策を講じること。	

大中型まき網漁業との調整について

【内 容】

令和７年６月１１日（水）に開催されました「中部日本海まき網漁業協議会船主部会」において要望書を提出し、まき網漁業関係者と協議を行いました。

その後、同協議会での要望内容の確認を経て、９月１日付けで、大中型まき網漁業との調整を考える会あてに文書回答がありました。

大中型まき網漁業との調整を考える会は、回答への対応等について協議するため、１１月１３日（木）に第３７回幹事会を開催しました。その概要を報告します。

【添付資料】

報告資料３ 「大中型まき網漁業との調整を考える会」
第３７回幹事会の結果概要

参 考 第３７回幹事会配付資料一式
(次第、関係者名簿、配席図、資料１～３)

第 3 7 回 大中型まき網漁業との調整を考える会幹事会について

(結 果 概 要)

- 1 開催日時 令和 7 年 1 1 月 1 3 日 (木) 午後 2 : 0 0 ~ 3 : 3 0
- 2 開催場所 宮津市小田宿野 1029-3 京都府水産事務所 3 階 研修室
- 3 出席者 座 長 葭矢護 (京都海区漁業調整委員会会長)
幹 事 京都府漁業協同組合、漁業者各地区代表 (与謝、北丹
後地区)、京都府定置漁業協会会長、京都府釣漁業
連合会会長
京都府等 京都府水産事務所永井漁政課長ほか 5 名

4 協議事項

(1) 最近のまき網船団の操業状況

幹事、関係団体及び京都府から、京都府沿岸域のまき網操業状況の報告がありました。

事務局から、資料 1 - 1、1 - 2 により、まき網操業状況 (漁況情報等) の報告をしました。

(主な意見)

- ・湾口での低速航行には努められているが、冠島周辺での強い光力を焚いての作業や、白石礁から大グリにかけて禁止ライン付近での紛らわしい行動を見た。紛らわしい行動は夕方に多い。

- ・コロナ禍以降、まき網船の入港回数は減少しているが、今月もサバの漁獲での入港が確認されており、今後も継続して注視が必要。

(2) まき網漁業者との協議について

事務局から、資料 2 - 1 から 2 - 3 により概要について説明し、資料 3 により次回の船主部会への要望に向けて協議をしました。

(主な意見)

- ・ 12月の白石礁での操業自粛について、地元漁業者の生活を守るために、今後も要望を継続してほしい。
- ・ まき網漁業について、今年7月からブリのTAC管理の導入により、限られた漁獲枠の中でさらに利益を求められるようになるため、12月の京都府沖合でのブリの漁獲状況次第では操業が活発化する可能性が考えられるので、引き続き操業自粛を要望していく必要がある。
- ・ 修正案については賛成、修正箇所の記載については、「魚群探査」を加えるかなど協議が必要。
- ・ 決議事項の記載を変えると、先方の混乱を招く可能性もあるため、修正する場合は理解を得られるような記載にするべき。

5 報告事項

京都府から、今年のまき網船の操業状況、巡視対応及び水事への連絡時の注意点についての報告と、(夕刻など)出来るだけ早い段階での連絡の依頼があった。

紛らわしい行動を見かけた際の早期連絡と情報集約の体制について、考える会や事務局で整備いただければ、府としても効果的に対応することができる。

て ん 末

今回の意見等を踏まえ、来年2月以降に開催を予定している次回幹事会に向けて、決議事項2と要望事項5の修正箇所の記載内容などを事務局で整理の上、新たに要望書案を作成し各幹事へ提示できるよう処理を進めることとしました。

「大中型まき網漁業との調整を考える会」第37回幹事会次第

令和7年11月13日(木)午後2:00～

京都府水産事務所3階研修室

1 開 会

2 協議事項

(1) 最近のまき網船団の操業状況

ア 幹事(各地区、漁業者団体)及び関係団体からの状況報告

- ・ 京都府漁業協同組合
- ・ 京都府釣漁業連合会
- ・ 舞鶴地区～北丹後地区
- ・ 京都釣船業協同組合
- ・ 京都府定置漁業協会

イ 漁況情報等からの状況報告 【資料 1-1～2 : P1～8】

(2) まき網漁業者との協議について

ア 令和7年度中部日本海まき網漁業協議会船主部会の結果
及び回答文書の概要について 【資料 2-1～3 : P9～13】

イ 次回の船主部会への要望に向けて 【資料 3:P15～17】

3 報告事項

京都府水産事務所からの報告

4 その他

5 閉 会

令和7年度 大中型まき網漁業との調整を考える会 関係者名簿

(令和7年10月)

	所 属	役職等	名 前
座長	京都海区漁業調整委員会	会長	葭 矢 護
幹事	京都府漁業協同組合	指導課 課長	佐 藤 妙 子
	舞鶴地区 (舞鶴支所所属)	舞鶴地区釣漁業連合会 会長	北 口 誠 一 郎
	宮津地区 (宮津支所所属)	宮津市水産振興会 会員	森 憲 征
	与謝地区 (蒲入支所所属)	蒲入モータ―組合 組合長	吉 田 圭 一
	北丹後地区 (網野支所所属)	京都府漁業協同組合 監事	畑 崎 幸 男
	京都府定置漁業協会	会長	倉 幹 夫
	京都府釣漁業連合会	会長	田 村 真 二
関係 団体	京都釣船業協同組合	代表理事	大 島 秀 彦
事務局等	京都府水産事務所 (京都海区漁業調整委員会 事務局)	所長 (事務局長)	粟 屋 克 彦
		漁政課長	永 井 大 輔
		漁政課 課長補佐兼係長	廣 岡 信 康
		船舶課 船長	上 林 浩 司
		漁政課 課長補佐 (次長)	本 多 靖 一
		漁政課 主事 (書記)	上 野 香 奈 子

「大中型まき網漁業との調整を考える会」第37回幹事会 配席図

令和7年11月13日(木)午後2:00～

京都府水産事務所 3階 研修室

京都海区漁業調整委員会
葭矢 会長

○

与謝地区
蒲入モーター組合
吉田 組合長

○

北丹後地区
京都府漁業協同組合
畑崎 監事

○

京都府漁協指導課
佐藤 課長

○

京都府定置漁業協会
倉 会長

○

京都府釣漁業連合会
田村 会長

○

漁調委事務局
本多 次長

○

事務局

漁調委事務局
上野 主事

○

事務局

水産事務所

○

船舶課
上林船長

○

漁政課
廣岡係長

○

漁政課
永井課長

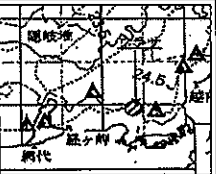
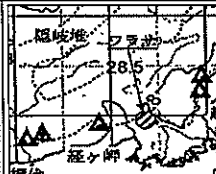
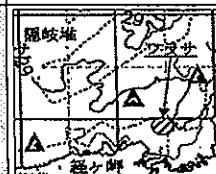
京都府沖での大中型まき網漁船操業状況（令和7年3月～令和7年11月）

月	期間	記述内容	操業位置	興統漁港へのまき網水揚量 （府漁協日報データ）	
令和7年 3月	中西部日本海漁況情報 第2606号 3月1日～5日 ※漁業情報サービス センター境港出張所提供	4統3晩、浜田沖～隠岐海峡で、イワシ類主体の操業。 4統3晩、延9統が、浜田沖～隠岐海峡で、1～2回操業、イワシ類主体で1,315トン进行漁獲、境港に水揚げした。集計外船（3統）が対馬～見島沖でサバ類を392トン漁獲、境港に水揚げした。	浜田沖～隠岐海峡		
	中西部日本海漁況情報 第2607号 3月6日～10日	4統3晩、浜田沖～隠岐海峡で、イワシ類サバ類主体の操業。 4統3晩、延12統が、浜田沖～隠岐海峡で、1～2回操業、イワシ類サバ類主体で1,675トン进行漁獲、唐津、境港に水揚げした。集計外船（2統）が対馬～見島沖でイワシ類を294トン漁獲、境港に水揚げした。	浜田沖～隠岐海峡		
	中西部日本海漁況情報 第2608号 3月11日～15日	4統2晩、浜田沖で、イワシ類主体の操業。 4統2晩、延5統が、浜田沖で、0～1回操業、イワシ類主体で600トン进行漁獲、境港に水揚げした。	浜田沖		
	中西部日本海漁況情報 第2609号 3月16日～20日	4統1晩、山沖～島根半島沖で、イワシ類主体の操業。 4統1晩、延4統が、山沖～島根半島沖で、1～2回操業、イワシ類主体で820トン进行漁獲、唐津～松浦～浜田～境港に水揚げした。	山沖～島根半島		
	中西部日本海漁況情報 第2610号 3月21日～25日	4統3晩、見島沖～浜田沖～島根半島沖で、イワシ類ブリ類の操業。 4統3晩、延12統が、見島沖～浜田沖～島根半島沖で、1～2回操業、イワシ類ブリ類ワラサ主体で1,530トン进行漁獲、唐津～博多～浜田～境港に水揚げした。	見島沖～浜田沖～島根半島	さば	約104トン
				いわし	約11トン
4月				（第16輪島丸）	
	中西部日本海漁況情報 第2611号 3月26日～31日	4統6晩、山沖～浜田沖で、イワシ類主体の操業。 4統6晩、延21統が、山沖～浜田沖で、1～3回操業、イワシ類主体で3,575トン进行漁獲、松浦～唐津～博多～浜田～境港に水揚げした。	山沖～浜田沖	中さば 小さば	44トン
				（第17輪島丸）	
	中西部日本海漁況情報 第2612号 4月1日～5日	4統4晩、山沖～浜田沖で、イワシ類主体の操業。 4統4晩、延15統が、山沖～浜田沖で、1～2回操業、イワシ類主体で2,490トン进行漁獲、松浦～唐津～博多～浜田～境港に水揚げした。集計外船（1統）が能登沖でサバ類を80トン漁獲、境港に水揚げした。	山沖～浜田沖	小さば	370トン
				（第16、17輪島丸）	
	中西部日本海漁況情報 第2613号 4月6日～10日	3統3晩、見島沖、隠岐海峡で、イワシ類主体の操業。 3統3晩、延8統が、見島沖、隠岐海峡で、0～2回操業、イワシ類主体で440トン进行漁獲、境港に水揚げした。集計外船（1統）が能登沖でサバ類を110トン漁獲、境港に水揚げした。	見島沖、隠岐海峡		
	中西部日本海漁況情報 第2614号 4月11日～15日	3統3晩、見島沖、隠岐海峡で、イワシ類主体の操業。 3統3晩、延8統が、見島沖、隠岐海峡で、0～2回操業、イワシ類主体で440トン进行漁獲、境港に水揚げした。集計外船（1統）が能登沖でサバ類を110トン漁獲、境港に水揚げした。	見島沖、隠岐海峡		
	中西部日本海漁況情報 第2615号 4月16日～20日	2統2晩、浜田沖、島根半島沖で、イワシ類サバ類主体の操業。 2統2晩、延4統が、浜田沖、島根半島沖で1～2回操業、イワシ類サバ類主体で180トン进行漁獲、境港に水揚げした。集計外船（1統）が能登沖でサバ類を150トン漁獲、境港に水揚げした。	浜田沖、島根半島沖	いわし	95トン
				（第16輪島丸）	

京都府沖での大中型まき網漁船操業状況（令和7年3月～令和7年11月）

月	期間	記述内容	操業位置	舞鶴漁港へのまき網水揚量 (府漁協日報データ)	
4月	中西部日本海漁況情報 第2616号 4月21日～25日	2統4晩、見島沖～浜田沖で、サバ類イワシ類主体の操業。 2統4晩、延7統が見島沖～浜田沖で、1～2回操業、サバ類イワシ類主体で495トンを漁獲、浜田、境港に水揚げした。集計外船（1統）が能登沖でサバ類を150トン漁獲、境港に水揚げした。	見島沖～浜田沖	小さば	約285トン
	中西部日本海漁況情報 第2617号 4月26日～30日	1統5晩、見島沖、隠岐海峡で、イワシ類サバ類主体の操業。 1統5晩、見島沖、隠岐海峡で、1～2回操業、イワシ類サバ類主体で710トンを漁獲、浜田、境港に水揚げした。	見島沖、隠岐海峡	(第16輪丸)	
5月	中西部日本海漁況情報 第2618号 5月1日～10日	2統3晩、見島沖で、サバ類アジ類主体の操業。 2統3晩、延4統が見島沖で0～2回操業、サバ類アジ類主体で245トンを漁獲、浜田、境港に水揚げした。集計外船（1統）が新潟沖でサバ類を100トン漁獲、境港に水揚げした。	見島沖		
	中西部日本海漁況情報 第2619号 5月11日～15日	3統3晩、見島沖で、サバ類アジ類主体の操業。 3統3晩、延9統が見島沖で、1～2回操業、サバ類アジ類主体で815トンを漁獲、唐津、浜田、境港に水揚げした。集計外船（1統）が能登沖でマグロ類を7トン漁獲、境港に水揚げした。	見島沖		
	中西部日本海漁況情報 第2620号 5月16日～20日	3統4晩、見島沖、山陰沖で、サバ類イサキ類主体の操業。 3統4晩、延8統が見島沖、山陰沖で、0～1回操業、サバ類イサキ類主体で419トンを漁獲、境港に水揚げした。集計外船（2統）が見島沖、山陰沖、能登沖でサバ類マグロ類を200トン漁獲、境港に水揚げした。	見島沖、山陰沖		
	中西部日本海漁況情報 第2621号 5月21日～25日	隠岐諸島沖で、マグロ類主体の操業。 2統2晩、延3統が、隠岐諸島沖で、1回操業、マグロ5.5トンを漁獲、境港に水揚げした。集計外船（2統）が隠岐諸島沖で、マグロ類60トン漁獲、境港に水揚げした。	隠岐諸島沖		
	中西部日本海漁況情報 第2622号 5月26日～31日	2統3晩、隠岐諸島沖で、マグロ類主体の操業。 2統3晩、延4統が、隠岐諸島沖で、1回操業、マグロ36トンを漁獲、境港に水揚げした。集計外船（2統）が隠岐諸島沖で、マグロ類48トン漁獲、境港に水揚げした。	隠岐諸島沖		
6月	中西部日本海漁況情報 第2623号 6月1日～5日	2統2晩、見島沖で、マグロ類主体の操業。 2統2晩、延4統が見島沖で、1回操業、マグロ6トンを漁獲、境港に水揚げした。集計外船（2統）が隠岐諸島沖で、マグロ類60トン漁獲、境港に水揚げした。	見島沖		
	中西部日本海漁況情報 第2624号 6月6日～10日	2統2晩、隠岐諸島沖で、マグロ類主体の操業。 2統2晩、延3統が、隠岐諸島沖で、1回操業、マグロ62トンを漁獲、境港に水揚げした。集計外船（2統）が見島沖で、サバ類マグロ類76トン漁獲、境港に水揚げした。	隠岐諸島沖		
	中西部日本海漁況情報 第2625号 6月11日～15日	1統1晩、隠岐諸島沖で、マグロ類主体の操業。 1統1晩、延1統が、隠岐諸島沖で、1回操業、マグロ35トンを漁獲、境港に水揚げした。集計外船（2統）が隠岐諸島沖、兵庫沖で、マグロ類107トン漁獲、境港に水揚げした。	隠岐諸島沖		

京都府沖での大中型まき網漁船操業状況（令和7年3月～令和7年11月）

月	期間	記述内容	操業位置	舞鶴漁港へのまき網水揚げ量 (府漁協日報データ)	
6月	中西部日本海漁況情報 第2626号 6月16日～20日	出漁船なし。道東沖2統出漁。 出漁船なし。道東沖2統出漁。集計外船（4統）が隠岐諸島沖、佐渡沖でマグロ類140トン漁獲、焼港に水揚げした。	道東沖		
	中西部日本海漁況情報 第2627号 6月21日～25日	1統2晩、見島沖でワラサ主体の操業。 1統2晩、延2統が見島沖で1回操業、ワラサを漁獲、浜田、焼港に水揚げした。道東沖2統出漁。 集計外船（5統）が隠岐諸島沖、能登沖、佐渡沖でマグロ類151トン漁獲、焼港に水揚げした。	見島沖		
	中西部日本海漁況情報 第2628号 6月26日～30日	2統4晩、見島沖、中部海区でワラサ主体の操業。 2統4晩、延5統が見島沖、中部海区で1回操業、ワラサ112トンを漁獲、浜田、焼港に水揚げした。道東沖1統出漁。集計外船（5統）が隠岐諸島沖、能登沖、佐渡沖でマグロ類144トン漁獲、焼港に水揚げした。			
7月	中西部日本海漁況情報 第2629号 7月1日～5日	2統4晩、見島沖でブリ類、サバ類主体の操業。 2統4晩、延5統が見島沖で1～2回操業、ブリ類、サバ類249トンを漁獲、浜田、焼港に水揚げした。道東沖1統出漁。集計外船（3統）が日御碕沖、能登沖、佐渡沖でマグロ類69トン漁獲、焼港に水揚げした。	見島沖		
	中西部日本海漁況情報 第2630号 7月6日～10日	2統3晩、見島沖でブリ類、サバ類主体の操業。 2統3晩、延4統が見島沖で1回操業、ブリ類サバ類110トンを漁獲、浜田、焼港に水揚げした。道東沖2統出漁。集計外船（2統）が能登沖、佐渡沖でブリ類マグロ類、80トン漁獲、焼港に水揚げした。	見島沖		
	中西部日本海漁況情報 第2631号 7月11日～15日	1統2晩、見島沖でワラサ主体の操業。 1統2晩、延2統が見島沖で1～2回操業、ワラサ37トンを漁獲、浜田、焼港に水揚げした。道東沖2統出漁。	見島沖	まるご	8トン
	中西部日本海漁況情報 第2632号 7月16日～20日	1統1晩、舞鶴沖でワラサ主体の操業。 1統1晩、延1統が舞鶴沖で2回操業、ワラサ50トンを漁獲、焼港、舞鶴に水揚げした。道東沖2統出漁。	舞鶴沖	わらさ	10トン
	中西部日本海漁況情報 第2633号 7月21日～25日	2統3晩、見島沖、日御碕沖、舞鶴沖でサバ類イワシ類ワラサ主体の操業。 2統3晩、延5統が見島沖、日御碕沖、舞鶴沖で1回操業、サバ類イワシ類ワラサ98トンを漁獲、浜田、焼港に水揚げした。道東沖2統出漁。			
	中西部日本海漁況情報 第2634号 7月26日～31日	2統6晩、見島沖、日御碕沖、浜田沖でアジ類イワシ類サバ類ワラサ主体で操業。 2統6晩、延9統が見島沖、日御碕沖、浜田沖で0～1回操業、アジ類イワシ類サバ類ワラサ124トンを漁獲、浜田、焼港に水揚げした。道東沖2統出漁。	見島沖、日御碕沖、浜田沖	さば あじ	合計5トン
8月	中西部日本海漁況情報 第2635号 8月1日～5日	2統4晩、島根半島沖、舞鶴沖でイワシ類サバ類ワラサ主体の操業。 2統4晩、延5統が、島根半島沖、舞鶴沖で1回操業、イワシ類サバ類ワラサ137トンを漁獲、浜田、焼港に水揚げした。道東沖出漁船2統焼港。			

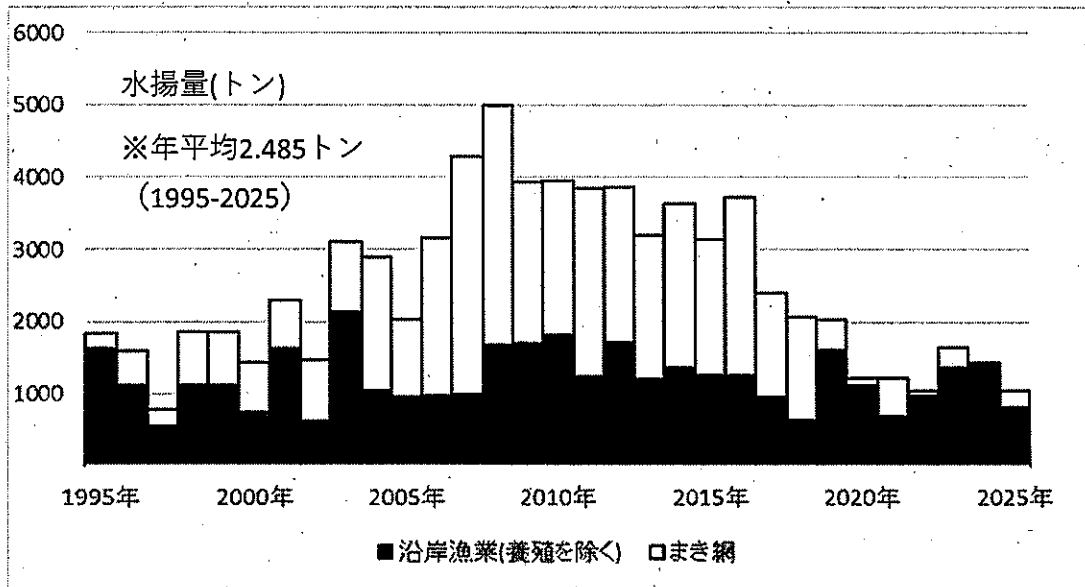
京都府沖での大中型まき網漁船操業状況（令和7年3月～令和7年11月）

月	期間	記述内容	操業位置	舞鶴漁港へのまき網水揚量 (府漁協日報データ)	
8月	中西部日本海漁況情報 第2636号 8月6日～10日	1統1晩、島根半島沖でイワシ類主体の操業。 1統1晩、延1統が、島根半島沖で1回操業、 イワシ類36トンを漁獲、境港に水揚げした。	島根半島沖		
	中西部日本海漁況情報 第2637号 8月11日～20日	2統2晩、見島沖でワラサ主体の操業。 2統2晩、延3統が、見島沖、1回操業、ワラサ76トンを漁獲、浜田、境港の水揚げした。	見島沖		
	中西部日本海漁況情報 第2638号 8月21日～25日	2統2晩、見島沖でワラサ主体の操業。1統道東沖出漁。 2統2晩、延3統が、見島沖で0～1回操業。 ワラサ35トンを漁獲、浜田、境港に水揚げした。	見島沖		
	中西部日本海漁況情報 第2639号 8月21日～31日	1統1晩、見島沖でワラサ主体の操業。 1統1晩、延1統が、見島沖で1回操業、ワラサ30トンを漁獲、境港に水揚げした。	見島沖		
9月	中西部日本海漁況情報 第2640号 9月1日～5日	1統4晩、見島沖でワラサ主ブリ類主体の操業。 1統4晩、延4統が、見島沖で1～2回操業、 ワラサ主ブリ類227トンを漁獲、浜田、境港に水揚げした。道東沖1統出漁。	見島沖		
	中西部日本海漁況情報 第2641号 9月6日～10日	1統5晩、見島沖、日御碕沖でワラサ主ブリ類主体の操業。 1統5晩、延5統が、見島沖、日御碕沖で1回操業、 ワラサ主ブリ類168トンを漁獲、浜田、境港に水揚げした。道東沖1統出漁。	見島沖、日御碕沖		
	中西部日本海漁況情報 第2642号 9月11日～15日	2統5晩、見島沖、島根半島沖でワラサ主ブリ類アジ類の操業。 2統5晩、延10統が、見島沖、島根半島沖で1回操業、 ワラサ主ブリ類アジ類342トンを漁獲、浜田、境港に水揚げした。 道東沖2統出漁中。集計外船（2統）対馬沖、中部海区でサハ類158トンを漁獲、境港で水揚げした。	見島沖、島根半島沖	はまち	83トン
	中西部日本海漁況情報 第2643号 9月16日～20日	2統2晩、見島沖、島根半島沖でワラサ主ブリ類の操業。 2統2晩、延3統が、見島沖、島根半島沖で1～2回操業、 ワラサ主ブリ類65トンを漁獲、境港に水揚げした。 道東沖2統出漁中。	見島沖、島根半島沖	はまち	約100トン
	中西部日本海漁況情報 第2644号 9月21日～25日	2統4晩、見島沖、島根半島沖でワラサ主ブリ類アジ類イワシ類の操業。 2統4晩、延6統が、見島沖、島根半島沖で1～2回操業、 ワラサ主ブリ類アジ類イワシ類165トンを漁獲、浜田、境港に水揚げした。 道東沖2統出漁中。	見島沖、島根半島沖	中さば	16トン
	中西部日本海漁況情報 第2645号 9月26日～30日	2統5晩、見島沖、島根半島沖でワラサ主ブリ類アジ類の操業。 2統5晩、延9統が、見島沖、島根半島沖で0～2回操業、 ワラサ主ブリ類アジ類272トンを漁獲、浜田、境港に水揚げした。 道東沖2統出漁中。 集計外船（1統）対馬沖でサハ類206トンを漁獲、境港で水揚げした。	見島沖、島根半島沖		

京都府沖での大中型まき網漁船操業状況（令和7年3月～令和7年11月）

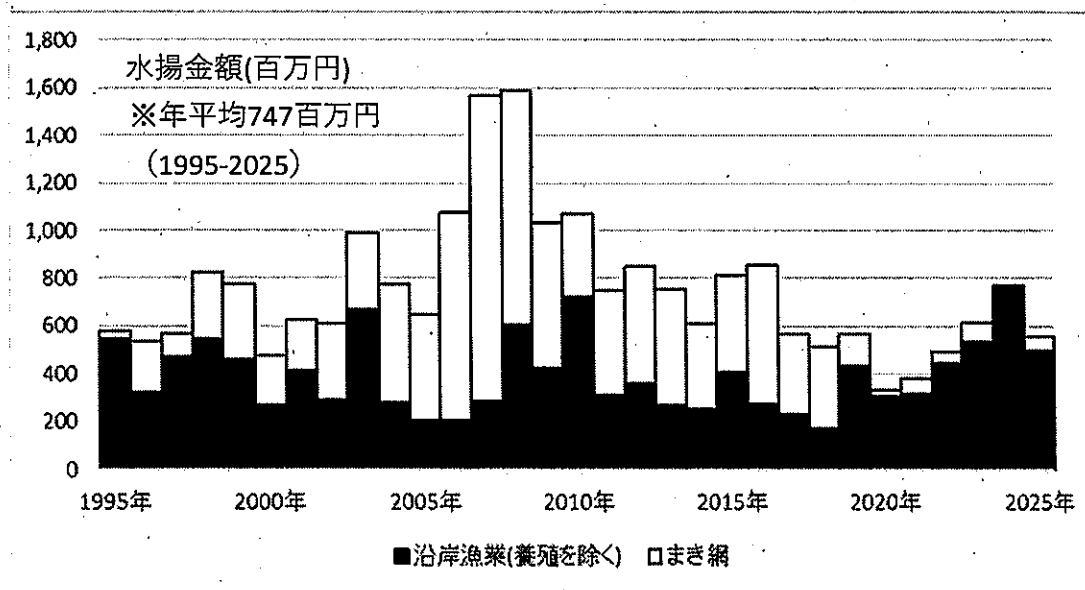
月	期間	記述内容	操業位置	舞鶴漁港へのまき網水揚量 (府漁協日報データ)	
10月	中西部日本海漁況情報 第2646号 10月1日～5日	2統4晩、見島沖、浜田沖でワラサ主ブリ類サハ類の操業。 2統4晩、延8統が、見島沖、浜田沖で1回操業、ワラサ主ブリ類サハ類265トンを漁獲、浜田、境港に水揚げした。道東沖2統出漁中。	見島沖、浜田沖	ぶり	42トン
				(第16輪島丸)	
				小さな	29トン
				(第17輪島丸)	
	中西部日本海漁況情報 第2647号 10月6日～10日	2統5晩、見島沖、浜田沖でワラサ主ブリ類サハ類主体の操業。 2統5晩、延8統が、見島沖、浜田沖で1回操業、ワラサ主ブリ類サハ類209トンを漁獲、浜田、境港に水揚げした。道東沖2統出漁中。集計外船(1統)対馬沖でサハ類104トンを漁獲、境港で水揚げした。	見島沖、浜田沖	/	
	中西部日本海漁況情報 第2648号 10月11日～15日	2統4晩、見島沖、浜田沖、島根半島沖でワラサ主ブリ類アジ類主体の操業。 2統4晩、延5統が、見島沖、浜田沖、島根半島沖で1～2回操業、ワラサ主ブリ類アジ類73トンを漁獲、浜田、境港に水揚げした。道東沖2統出漁中。	見島沖、浜田沖、島根半島沖	中さば	29トン
11月	中西部日本海漁況情報 第2649号 10月16日～20日	2統4晩、浜田沖、島根半島沖でワラサ主ブリ類サハ類主体の操業。 2統4晩、延7統が、浜田沖、島根半島沖で1～2回操業、ワラサ主ブリ類サハ類119トンを漁獲、浜田、境港に水揚げした。道東沖2統出漁中。	浜田沖、島根半島沖	/	
	中西部日本海漁況情報 第2650号 10月21日～25日	1統2晩、延2統が、見島沖でワラサ主ブリ類主体の操業。 1統2晩、延2統が、見島沖で1回操業、ワラサ主ブリ類40トンを漁獲、及び御厨沖で漁獲した生真分25トンを、境港に水揚げした。道東沖2統出漁中。	見島沖	/	
	中西部日本海漁況情報 第2651号 10月26日～31日	2統4晩、見島沖、島根半島沖でワラサ主ブリ類サハ類主体の操業。 2統4晩、延7統が、見島沖、島根半島沖で0～2回操業、ワラサ主ブリ類168トンを漁獲、境港に水揚げした。道東沖2統出漁中。	見島沖、島根半島	中さば	約23トン
				うるめいわし	約47トン
11月	中西部日本海漁況情報 第2652号 11月1日～5日	2統3晩、見島沖、島根半島沖でワラサ主ブリ類アジ類主体の操業。 2統3晩、延5統が見島沖、島根半島沖で1回～2回操業、ワラサ主ブリ類アジ類52トンを漁獲、境港に水揚げした。道東沖出漁船は漁期終了、佛港渡。	見島沖、島根半島沖	/	
	中西部日本海漁況情報 第2653号 11月6日～10日			中さば	約207トン
				うるめいわし	約8トン
				(第16輪島丸)	

京都府におけるブリ(全銘柄)の年別水揚状況



※2025(R7)年の水揚量(9/30まで集計):1,051トン(*内、まき網 237トン)

※2020(R2)~2024(R6)の5か年平均:1,313トン(*内、まき網201トン)



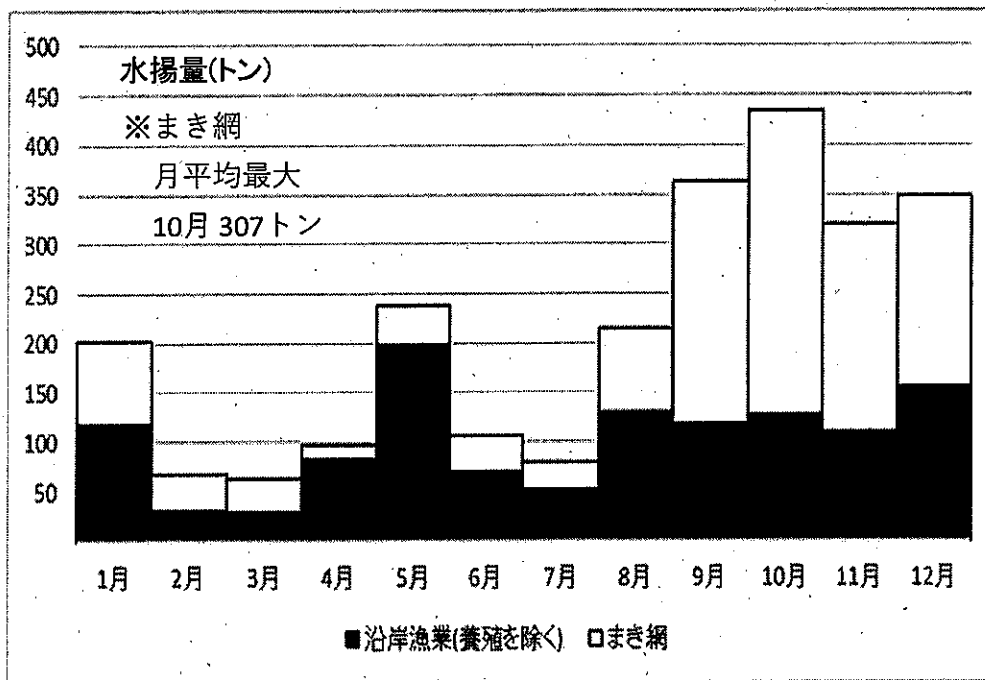
※2025(R7)の水揚金額(9/30まで集計):556百万円(*内、まき網 60百万円)

※2020(R2)~2024(R6)の5か年平均:518百万円(*内、まき網 46百万円)

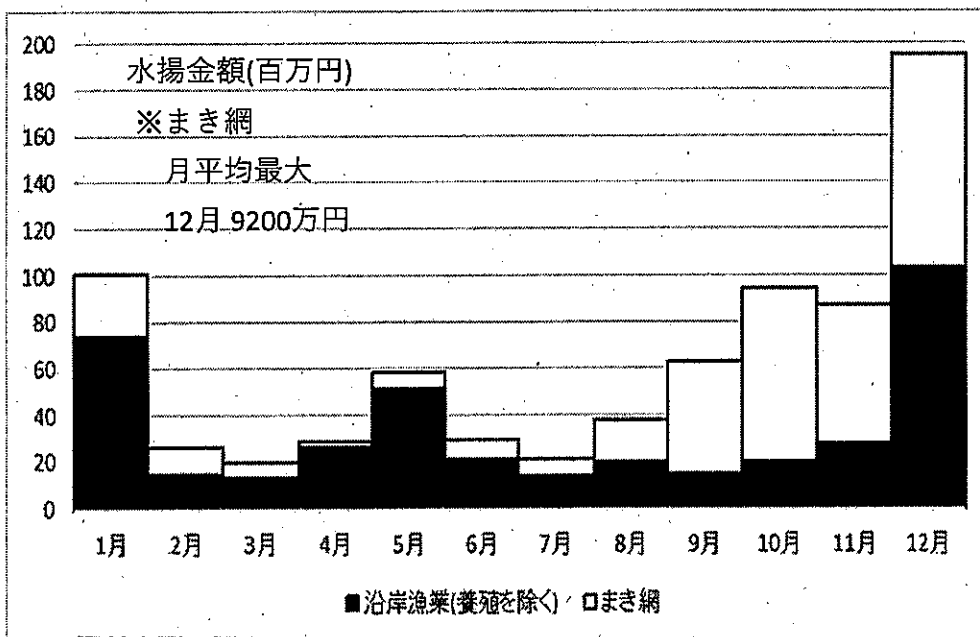
京都府漁協漁獲統計資料より

京都府におけるブリ(全銘柄)の月別水揚げ状況

※1995～2025年(30年間)の平均値



* 2025(R7)年は9/30まで集計



* 2025(R7)年は9/30まで集計

京都府漁協漁獲統計資料より

令和7年度中部日本海まき網漁業船主部会の結果及び回答文書の概要について

<船主部会結果概要>

- 1 開催日時 令和7年6月11日(水) 午後4:15~5:00
- 2 開催場所 石川県金沢市昭和町16-3 ANA クラウンプラザホテル金沢
- 3 出席者

水産庁職員、石川県職員、島根県職員、(一社)全国まき網漁業協会、日本遠洋旋網漁業協同組合、西日本魚市(株)、山陰旋網漁業協同組合、日本海大中型まき網漁業者協議会、中部日本海まき網漁業協議会、同協議会会員5社(石巻漁業(株)、東洋漁業(株)、若葉漁業(株)、共和水産(株)、東海漁業(株))及び1組合(輪島漁業生産組合)

※京都海区漁調委からは、葭矢会長、本多事務局次長が出席

4 要望活動(資料2-2:参照)

大中型まき網漁業との調整を考える会を代表し、葭矢座長が、要望書、別添海域図、京都府海面の操業ルール等を用いて、中部日本海まき網漁業協議会へ下記の決議事項の確認と、要望事項について申し入れを行いました。

【決議事項】

- (1) 大グリ、冠島周辺において3月~4月末まで、11月~12月末までは、地元船等に配慮して操業を自粛する。
- (2) 禁止ライン付近では、紛らわしい行動をとらない。
- (3) 地元船が操業中においては、まき網の操業を配慮する。
- (4) 舞鶴港などの出入港時には、他の海上作業者等にも配慮して、低速(8ノット以下)で航行し、事故防止に努める。

【要望事項】

- (5) 海上運航、操業時の安全確保から、京都府沿岸域で航行・操業する際は、レーダー、無線機器等に加え AIS(船舶自動識別装置)を作動させ、事故防止・安全航行に努める。
- (6) マダイ資源を保護するため、マダイ産卵親魚の漁獲については、まき網の操業を配慮する。

- (7) 白石礁周辺において11月から12月末までは、地元船等に配慮して操業を自粛する。
- (8) テンバグリ・シモグリ周辺においては、いか釣り等の操業中は操業を配慮する。

5 協議内容

申し入れ後、出席者から意見された内容は、以下のとおりでした。

- ① 令和2年以降、漁獲量の管理が厳しくなり、まき網の操業状況も変化している。現在、京都府沖を主漁場にしている船団は無く、舞鶴漁港への水揚げも減少傾向にあり、昨年度については、年末から年始にかけての水揚げも無かった。このようなことから、大きなトラブルは起きていないと認識している。今後もトラブルを起こさないよう、特に安全操業と航行には留意していきたい。
- ② 決議事項(1)の操業時期について、配慮はするが操業の完全自粛は難しい。
- ③ 要望事項(7)について、年末の時期は収益面で重要な時期なので、操業の完全自粛は難しい。

<回答文書概要> (資料2-3:参照)

中部日本海まき網漁業協議会会長名で、令和7年9月1日付け回答文書が発出されました。

主な内容は、以下のとおりでした。

- ・決議事項(1)～(4)の遵守に努める
- ・要望事項(5)の AIS 作動について、まき網船団各社の判断により対応する
- ・要望事項(6)のマダイ産卵親魚の漁獲について、まき網船団各社の判断により配慮する
- ・要望事項(7)の白石礁周辺の操業自粛期間について、12月には重要な時期でもあるため自粛は難しく、昨年同様10～11月末までを自粛期間として遵守する
- ・要望事項(8)のテンバグリ・シモグリ周辺での操業配慮について、今後も引き続き、いか釣り等の操業妨害にならないよう配慮する

令和 7 年 6 月 1 1 日

中部日本海まき網漁業協議会
会 長 石 井 功 様

「大中型まき網漁業との調整を考える会」
座長 葭 矢 護

京都府沿岸漁場における操業自粛決議事項の遵守等について

初夏の候 益々御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、貴協議会が平成 18 年に行われた京都府漁業者との漁場利用に関する話し合いで操業自粛を決議されてから、19 年が経過しました。本会は貴協議会に対し、決議された操業自粛事項の遵守や徹底を毎年依頼しているところです。

これまでから京都府沿岸域で安全な航行・操業に御配慮いただき、近年では大きなトラブルも無く大変感謝しているところではありますが、過去には貴協議会所属のまき網船に、操業中の京都府はえなわ漁業者が漁船ごとまかれる事案が発生しており、レーダー、無線機器等に加えて AIS (船舶自動識別装置) を利用すれば、確実に航行等の安全に役立ちますので、特に「京都府沿岸域で航行・操業する際は AIS を作動させ、事故防止・安全航行に努めること」を引き続き要望いたします。

なお、まき網操業区域内で操業する京都府所属の漁船については、行政、漁業者団体からも AIS の搭載、作動について推進していくこととしております。

また、白石礁の操業自粛期間について、平成 28 年以降、「10 月～11 月末」から「11 月～12 月末」へ変更の上、要望しているところですが、御存知のとおり 12 月のブリの漁獲は京都府沿岸漁業におきましては非常に重要でありますので、御配慮をお願いいたします。

加えて、舞鶴湾内では、「丹後とり貝」や、カキ類等の貝類養殖が盛んに行われており、まき網船の出入港と養殖業者の洋上作業時間が重複することがあります。普段は静穏な湾内で、大きな船が速度を上げて航行されますと波浪により、養殖業者等が海中に転落する事故、又養殖施設等も破損するおそれもありますので、湾内の航行速度については、特段の御配慮をお願いいたします。

本年も下記の決議事項1～4に加え、本会の要望事項5～8について、御確認いただき、御協力並びに貴協議会会員への周知について、よろしくお願いいたします。

記

【決議事項】

- 1 大グリ、冠島周辺において3月～4月末まで、11月～12月末までは、地元船等に配慮して操業を自粛する。
 - 2 禁止ライン付近では、紛らわしい行動をとらない。
 - 3 地元船が操業中においては、まき網の操業を配慮する。
 - 4 舞鶴港などの出入港時には、他の海上作業者等にも配慮して、低速（8ノット以下）で航行し、事故防止に努める。
-

【要望事項】

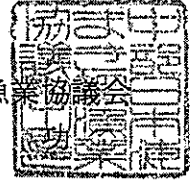
- 5 海上運航、操業時の安全確保から、京都府沿岸域で航行・操業する際は、レーダー、無線機器等に加え AIS (船舶自動識別装置) を作動させ、事故防止・安全航行に努める。
- 6 マダイ資源を保護するため、マダイ産卵親魚の漁獲については、まき網の操業を配慮する。
- 7 白石礁周辺において11月から12月末までは、地元船等に配慮して操業を自粛する。
- 8 テンバグリ・シモグリ周辺においては、いか釣り等の操業中は操業を配慮する。

令和 7 年 9 月 1 日

大中型まき網漁業との調整を考える会

座長 京都海区漁業調整委員会

会長 葭矢 護 殿

中部日本海まき網漁業協議会
会長 石 井

拝啓 小暑の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

本年 6 月 11 日金沢市において令和 6 年度中部日本海まき網漁業協議会船主部会が開催され、「京都府沿岸漁場における操業自粛決議事項の遵守等」についてご要望されました。下記の通り回答致します。

「決議事項 1～4 について」

これまでも事故防止や操業ルールを各社が徹底し遵守に努めております。

要望事項

「5. 海上運航、操業時の安全確保から、京都府沿岸域での航行・操業をする際はレーダー、無線機に加え AIS を作動させる」について

AIS については各社により考えたかは様々であります。事故防止の観点では無線、レーダー、目視が重要であると考えており、AIS の搭載・作動については、AIS は過去の船位を表示するものであり事故防止に繋がらないという意見もあり、これまで通り各社の判断とさせて頂きたいと思えます。

「6. マダイ資源の保護」について

これまでも各社の判断で配慮しているところであります。引き続き配慮という形でご協力できればと考えております。

「7. 白石礁周辺の操業自粛期間について」

これまで同様、まき網においても 12 月は重要な時期である等の反対意見もございますので昨年同様「10 月～11 月末まで」を自粛期間として遵守することにしたいと思えます。

「8. テンバグリ・シモグリ周辺でのいか釣り等の操業中は操業を配慮する」について

これまでも各社で十分に配慮した操業を努めているところです。引き続き操業妨害にならぬよう配慮したいと思えます。

今年度船主部会でもお話した通り、ブリについては今年 7 月から TAC 管理がスタートしました。まき網は計画性をもって操業していること、また、沿岸漁業者との協力関係を構築できればと考えていることをご理解していただきたく存じます。以上、要望に対する回答とさせて頂きます。

敬具

「次回の船主部会への要望に向けて：要望書内容変更提案」＜波線部が今年度要望書からの変更提案箇所＞

※決議事項「2」及び要望事項「5」の内容への追加記載。

中部日本海まき網漁業協議会
会 長 石 井 功 様

「大中型まき網漁業との調整を考える会」
座長 葭 矢 護

京都府沿岸漁場における操業自粛決議事項の遵守等について

初夏の候 益々御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、貴協議会が平成 18 年に行われた京都府漁業者との漁場利用に関する話し合いで操業自粛を決議されてから、19 年が経過しました。本会は貴協議会に対し、決議された操業自粛事項の遵守や徹底を毎年依頼しているところです。

これまでから京都府沿岸域で安全な航行・操業に御配慮いただき、近年では大きなトラブルも無く大変感謝しているところではありますが、過去には貴協議会所属のまき網船に、操業中の京都府はえなわ漁業者が漁船ごとまかれる事案が発生しており、レーダー、無線機器等に加えて AIS (船舶自動識別装置) を利用すれば、確実に航行等の安全に役立ちますので、特に「京都府沿岸域で航行・操業する際は AIS を作動させ、事故防止・安全航行に努めること」を引き続き要望いたします。

なお、まき網操業区域内で操業する京都府所属の漁船については、行政、漁業者団体からも AIS の搭載、作動について推進していくこととしております。

また、白石礁の操業自粛期間について、平成 28 年以降、「10 月～11 月末」から「11 月～12 月末」へ変更の上、要望しているところですが、御存知のと

おり 12 月のブリの漁獲は京都府沿岸漁業におきましては非常に重要でありますので、御配慮をお願いいたします。

加えて、舞鶴湾内では、「丹後とり貝」や、カキ類等の貝類養殖が盛んに行われており、まき網船の出入港と養殖業者の洋上作業時間が重複することがあります。普段は静穏な湾内で、大きな船が速度を上げて航行されますと波浪により、養殖業者等が海中に転落する事故、又養殖施設等も破損するおそれもありますので、湾内の航行速度については、特段の御配慮をお願いいたします。

本年も下記の決議事項 1～4 に加え、本会の要望事項 5～8 について、御確認いただき、御協力並びに貴協議会会員への周知について、よろしくお願いいたします。

記

【決議事項】

1 大グリ、冠島周辺において 3 月～4 月末まで、11 月～12 月末までは、地元船等に配慮して操業を自粛する。

2 禁止ライン付近では、紛らわしい行動をとらない。

追加記載後の内容↓（下線部追記）

禁止ライン付近では、魚群探査など操業に関連するような紛らわしい行動をとらない。

3 地元船が操業中においては、まき網の操業を配慮する。

4 舞鶴港などの出入港時には、他の海上事業者等にも配慮して、低速（8 ノット以下）で航行し、事故防止に努める。

【要望事項】

- 5 海上運航、操業時の安全確保から、京都府沿岸域で航行・操業する際は、レーダー、無線機器等に加え AIS (船舶自動識別装置) を作動させ、事故防止・安全航行に努める。

追加記載後の内容↓（下線部追記）

海上運航、操業時の安全確保から、京都府沿岸域で航行・操業する際は、レーダー、無線機器等に加え AIS (船舶自動識別装置) を作動させ、事故防止・安全航行に努めるとともに、大グリ、冠島周辺、舞鶴湾口など本府沿岸で夜間錨泊等する際には、作業灯などの灯火使用について、他の漁船の操業や船舶の航行に支障が生じないように十分配慮する。

- 6 マダイ資源を保護するため、マダイ産卵親魚の漁獲については、まき網の操業を配慮する。
- 7 白石礁周辺において11月から12月末までは、地元船等に配慮して操業を自粛する。
- 8 テンバグリ・シモグリ周辺においては、いか釣り等の操業中は操業を配慮する。

大中型まき網漁業との調整を考える会

1 設立趣旨

府沿岸海域において、大中型まき網漁業操業禁止及び火光禁止ライン近辺に所在する天然礁漁場において、まき網船団による区域違反を疑われる操業が頻発し、府による巡視活動のみでは、多数の船団が操業する中、対応にも限りがある。

このため、沿岸漁業者が協力して疑わしい操業を監視、通報し、まき網漁業者団体に対しての交渉を通じて操業秩序の維持を求めていくため、平成 17 年 6 月に結成した。

2 構成団体等

漁協、業種別団体（定置、釣延縄）、市町別漁業者代表、遊漁船業者団体、京都府水産事務所、京都海区漁業調整委員会

3 主な活動

- (1) 中部日本海まき網協議会に対する操業自粛等の要請活動
- (2) まき網漁船操業の監視、疑わしい操業情報の府への通報
- (3) まき網漁業操業の取り締まりについての関係機関への要望活動

4 問題点と今後の課題

禁止ライン付近では紛らわしい行動をとらない、地元漁船が操業中においては、まき網の操業を配慮することは了承されていますが、疑わしい操業については、確認した際に、その都度抗議文を送付する等して一旦は沈静化するものの、しばらくした後には同様の操業が繰り返されるのが現状である。

白石礁周辺において、ブリ漁期の 11 月から 12 月末までは、地元船等に配慮して操業を自粛することについては、了承が得られていないため、引き続き申し入れ等を行う。

まき網業界と沿岸漁業との操業に関する協定等による問題の解決のためには、府内だけでなく、同じ問題を抱える日本海中西部関係県に沿岸漁業者、海区漁調委と幅広く連携して、声を大きくしていく必要がある。

